

【媒介者交付特例により各委託者の取引について1枚の適格請求書を交付する場合の記載例】

各委託者の課税資産
の譲渡等の内容につ
いて一括して記載す
ることも認められま
す。

受託者の氏名又は名称
及び登録番号を記載し
て交付できます。
※各委託者の氏名又は
名称及び登録番号の
記載は不要です。

□□株式会社御中

請求書

XX年11月分

日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400 円
11/2	クッキー ※	3,240 円
11/9	食器	6,600 円
⋮	⋮	⋮
合計	55,000 円	
10%対象	32,000 円（消費税 2,909 円）	
8%対象	23,000 円（消費税 1,704 円）	

※印は軽減税率対象品目

△△商事株式会社
登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処
理は、各委託者の取
引を一括して、税率
ごとに行うことも認
められます。

(4) 登録番号の取得の手続きと申請書の書き方 Q&A

Q) 私は免税の出荷者ですがセリでの取引を有利するために、適格請求書発行事業者になりたいと考えます。手続きはどうすればよいですか？

免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書（以下「課税選択届出書」といいます。）を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合は、**課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。**

この場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、**登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じる**こととなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。（課税期間の途中から登録することができます。）

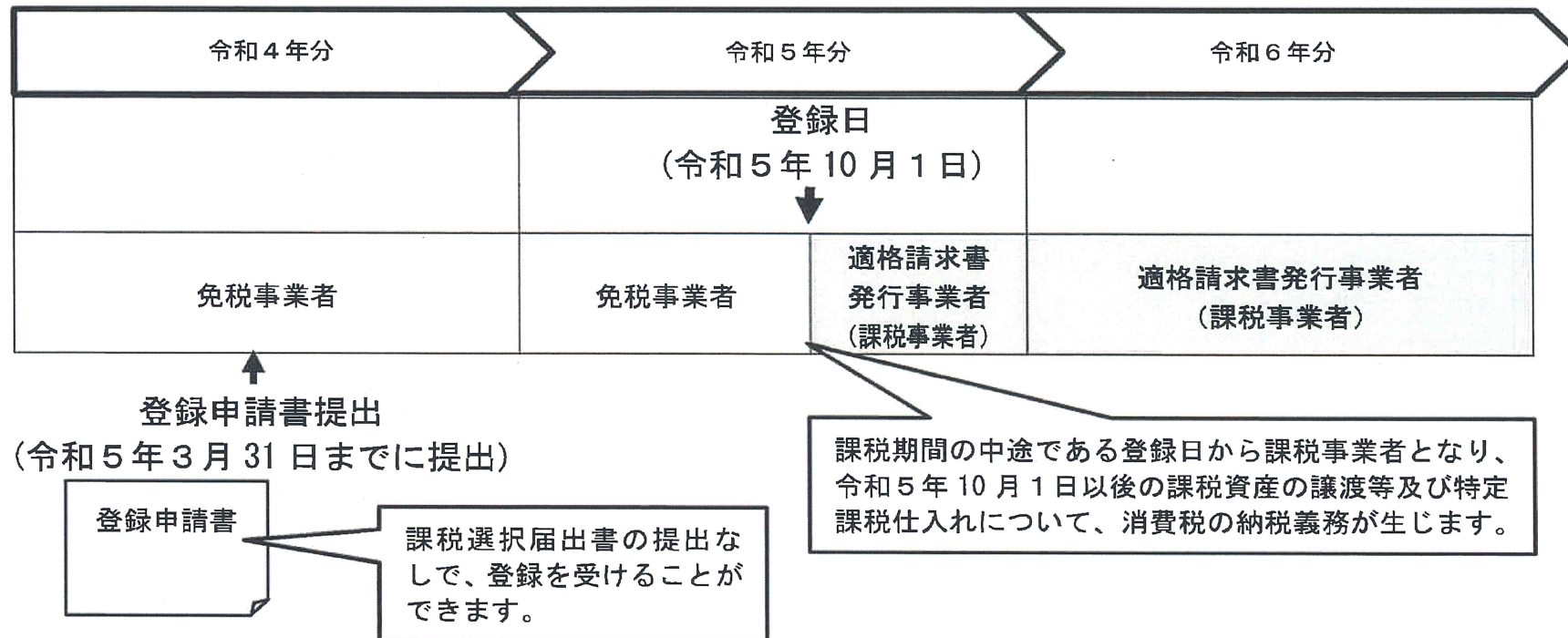
したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、**登録日から課税事業者となり、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要**となります。（次頁参照）

（注）この経過措置の適用を受ける登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含まない場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から**登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません。**

《免税事業者に係る登録の経過措置》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日に登録を受けるため、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日に登録を受けた場合



(注) この経過措置の適用を受ける登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含まない場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません。

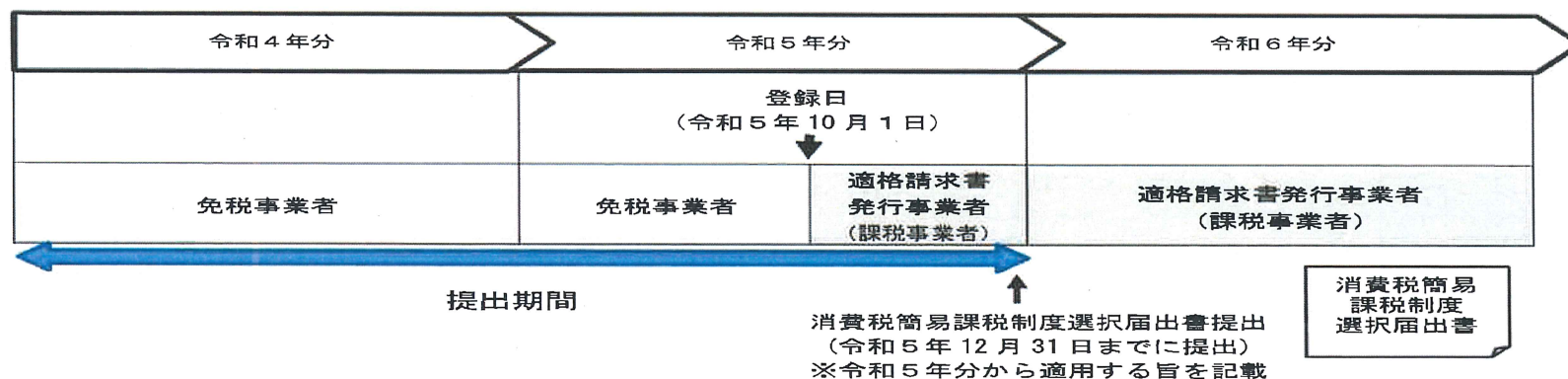
(4) 登録番号の取得の手続きと申請書の書き方 Q&A

Q) 私は 免税事業者ですが、課税事業者を選択した場合、登録を受けた課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられていますが、この経過措置の適用を受ける事業者が、**登録日の属する課税期間中に**その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされ、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



(4) 登録番号の取得の手続きと申請書の書き方 Q&A

Q) 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者となりません。したがって、適格請求書発行事業者である貴社は、翌課税期間（適格請求書等保存方式の開始後）に免税事業者となることはありません。

令和4年4月 国税庁インボイスQA 問18参照のこと

.....

現行の制度では基準期間課税売上高が1000万円以下となった場合には、免税事業者となります。

インボイス制度が始まり事業者が適格請求書発行事業者である場合は、基準期間の課税売上高が1000万円未満になったとしても、免税事業者にはなりません。

免税事業者になるためには「**適格請求書発行事業者の登録の取り消しを求める旨の届出書**」を提出する必要があります。...手続きは次頁を参照してください。

(4) 登録番号の取得の手続きと申請書の書き方 Q&A

Q) 当社は3月決算法人であり、令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けていましたが、令和8年4月1日から適格請求書発行事業者の登録を取りやめたいと考えています。この場合、どのような手続が必要ですか。

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「**適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書**」（以下「登録取消届出書」といいます。）を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます。

なお、この場合、原則として、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります。

ただし、登録取消届出書を、その課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税提出のあった日の属する期間の末日までの間に提出した場合は、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります。

したがって、ご質問の場合については、令和8年3月1日までに登録取消届出書を提出する必要があります。

令和4年4月 国税庁インボイスQA 問14参照のこと

提出期限……課税期間の末日から起算して30日前の日の前日

適格請求書発行事業者の登録申請書

【 1 / 2 】

【公表事項】

登記情報を記載してください。

※ 登記情報は、「[国税庁法人番号公表サイト](#)」
でご確認いただけます。

一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場

この申請書に記載した次の事項（②印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 1 申請者の氏名又は名称
2 法人（人格のない団等を除く。）にあっては、本店又は正たる
なほ、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表され
また、常川漢字等を使用し、公表しますので、申請書に記載した

法人番号が指定されている場合は、必ず記載してください。

※ 法人番号は、「[国税庁法人番号公表サイト](#)」でご確認いただけます。

※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第14条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日（特選協会の決定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までに
した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

いずれかに**必ず**☑を記載してください。

この申請書を提出する時点において、該当する事及者の区分に応じ、口印を付してください。

業 者 区 分

□ 課税事業者

□ 免税事業者

※ 次葉「登録要件の確認欄」を記載してください。また、免税事業者に変更する場合には、変更後の免税事業者の確認欄も記載してください（詳しくは記載要領等を参照ください）。

令和5年11月31日(特定期間の
判定により課税事業者となる場
合は令和3年6月30日までに
この申請書を提出する必要がある
ながある場合とは、その困難な事
情がある場合)

初葉の「事業者区分」欄で「**免税事業者**」を選択した方は、どちらかを選択し、記載してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

税 事 業 者 の 確 認	該	令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☒を記載してください(下の□に☒を記載した場合を除きます。) ※ 個人番号の記載は不要です。 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個人番号	記載不要	
	課税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に ☒ を記載してください。 ※ 「課税期間の初日」に記載した日が登録年月日となります。		
	事業内容	小売業	登録希望日 令和 年 月 日 (令和5年10月1日を希望する場合、記載不要)
	消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日	

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日

令和5年10月1日を希望する場合は、記載不要です。

提出時点は免税事業者でも令和5年9月30日以前に課税事業者となる場合は、令和5年9月30日以前の日を記載して構いません。ただし、登録年月日は、「**令和5年10月1日**」となります。

登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。	☐ はい ☐ いいえ	免税事業者の方も適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「はい」に☑を記載してください。
	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者該当する場合は、「はい」を選択してください。		
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	☐ はい ☐ いいえ	定める必要がない場合に「はい」に☑を記載してください。
	納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項) 【個人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合		「いいえ」の場合は、下欄の納税管理人の届出(※)について記載してください。 ※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。
	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書 (提出日: 令和 年 月 日)	☐ はい ☐ いいえ	
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	☐ はい ☐ いいえ	該当しない場合に「はい」に☑を記載してください。
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	☐ はい ☐ いいえ	(注) 「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。 「いいえ」の場合は、下欄の執行状況(※)について記載してください。 ※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに免税事業者となった場合でも、**適格請求書発行事業者として登録がされた日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。